

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 計量器の定期検査の実施
- 土地改良区の設立の認可(二件)
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(五件)
- ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「二千六百八十円」を「二千七百八十円」に改め、同項第二号中「二千四百円」を「二千四百九十円」に改め、同条第三項中「二千四百円」を「二千四百九十円」に改める。

第六条第二項中「五百八十円」を「五百九十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。
- 3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十八年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第五百一号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十八年七月 四 日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十九年三月三十一日まで

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十八年 七月四日

午前十時から 午後三時まで

倉吉市 倉吉市立河北中学校

昭和五十八年 七月五日

倉吉福祉会館

昭和五十八年 七月六日

倉吉市立成徳小学校

昭和五十八年 七月七日

倉吉市立成徳小学校

昭和五十八年 七月八日

倉吉市立成徳小学校

昭和五十八年 七月十一日

神鋼機器工業株式会社

午後一時から 午後二時まで

日本庄着端子製造株式会社

昭和五十八年 七月十五日

午前十時から 正午まで

倉吉市立成徳小学校

鳥取県告示第五百二号

岩美郡岩美町大字長谷八六五山崎周作ほか二十三人の者から設立認可申請のあつた岩井地区土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年五月三十日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三号

岩美郡福部村大字左近二四田邨万寿男ほか十七人の者から設立認可申請のあつた福部地区土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年五月三十日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を昭和五十八年五月三十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月十日付けで八頭郡用瀬町大字古用瀬三三六池本茂晴ほか十六人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（社地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六号

昭和五十八年四月六日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（船上山地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七号

昭和五十八年四月六日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（船上山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百八号

昭和五十八年四月六日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（船上山地区暗きよ排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百九号

昭和五十八年四月六日付けで赤碕町から申請のあつた土地改良（船上山地区畑地かんがい）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百十号

昭和五十八年四月六日付けで赤碓町から申請のあつた土地改良（船上山地区客土）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年六月四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
赤碓町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月三日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の倉吉東高等学校の項中

倉吉市下田中六一の一

を

倉吉市下田中町八〇一

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。